

お近くの

しもだて地域交流センター



地域集会施設を 使ってみませんか？

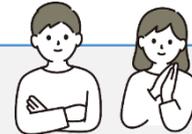
【地域集会施設とは？】

自治会が管理運営している施設
(例) 集落センター
児童館 など

※より身近な場所で、みなさんの活動が活発に継続できるように！※

【地域集会施設を使う？】

「より身近な活動の場の確保」を目的に、令和6年4月から地域集会施設との連携がスタートしました。市民団体（施設使用料減免登録団体）が協力いただける自治会の地域集会施設と連携（活動）した場合、その使用料相当額として、市から自治会へ **1団体1日1回、3,000円の助成金**をお支払いさせていただきます。



【地域集会施設と連携する際の留意点】



- ①連携の対象は「筑西市コミュニティセンター等使用料減免団体」に登録されている団体（減免登録団体）の利用のみとなります。
 - ②地域集会施設をお借りする場合、自治会のルールに従って利用していただきます。
 - ③地域集会施設を利用できるのは、団体の会員に、お借りする地域集会施設を管理する自治会の区域の住民が1名以上存する団体です。
- <注意> 当該地域集会施設を管理する自治会で構成する団体（構成員の1/2以上が当該自治会区域の住民）は、連携の対象外となります。

【地域集会施設利用の3ステップ】



01

地域集会施設の予約 (相談)

利用したい地域集会施設の管理者へ連絡する。
※連絡先等は、下記「問い合わせ先」にお問い合わせください。



02

「地域集会施設との 連携届」の提出

市から自治会へ助成金の支払いをするために必要な届けになります。利用前に必ず提出してください。



03

地域集会施設の利用

自治会のルールに従って利用してください。利用後は、清掃・後片付けを徹底し、「使用後点検票」を施設管理者へ提出してください。

※団体が使用後点検票を提出した後は、自治会と市で事務処理を進め、助成金を支払います。

【問い合わせ先】

しもだて地域交流センター 23-1616
明野コミュニティセンター 52-5333

生涯学習センター 37-7803
協和コミュニティセンター 57-2515

